

一般財団法人南アルプスみらい財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人南アルプスみらい財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、南アルプスを訪れる人々を増やしながら自然環境の保全活動の拡充を図り、利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報収集及び提供に関する事業
- (2) 自然環境の保全に関する事業
- (3) 関係団体等との連携及び支援に関する事業
- (4) 普及啓発に関する事業
- (5) 人材の育成に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要と認められる事業

第3章 資産及び会計

(財産の拠出及びその価額)

第5条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりである。

設立者 静岡県

現金 300万円

(財産の種別、基本財産の維持管理)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産であり、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産
- (2) 理事会で基本財産とすることを決議した財産

3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理し

なければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員3名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第 14 条 評議員に対して、各年度の総額が 100 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬等として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 16 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員、理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分、除外又は担保の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 17 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができ、理事長は、評議員から請求のあった日から 30 日以内に評議員会を招集する。

3 理事長は、評議員会の日の一週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場

所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の互選によって選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分、除外又は担保の承認

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第 24 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 21 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 22 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から議長の指名した議事録署名人 2 名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 6 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 9 名以内

(2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員並びに使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の業務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員の報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除)

第 31 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、理事及び監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事及び監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議によって、同法第 198 条において準用する同法第 111 条第 1 項の理事及び監事の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第 113 条第 1 項 2 号に掲げる最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 32 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 34 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度に 2 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 35 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第 36 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事を議長とする。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第 39 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。ただし、第 35 条第 2 項に該当する理事会の議事録には、出席した理事及び監事が、記名押印又は署名する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条、第 4 条及び第 12 条の規定についても適用する。

(解散)

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局の設置)

第 44 条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 45 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議より別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 46 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 委任

(委任)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、令和 4 年 7 月 19 日から施行する。

2 この法人の設立時主たる事務所の所在場所を静岡市葵区追手町 9 番 6 号静岡県庁西館 8 階に置く。

3 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

吉崎 真司、山下 昭典、高畑 英治

4 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 戸野谷 宏、田嶋 太、藺田 靖邦、佐藤 洋一郎

設立時代表理事 戸野谷 宏

設立時監事 平岡 直子

5 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。

住 所 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

設立者 静岡県

6 当法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から令和5年3月31日までとする。

以上、一般財団法人南アルプスみらい財団設立のために、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

令和4年7月1日

設立者 静岡県

住 所 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

一般財団法人南アルプスみらい財団 役員名簿

令和8年6月30日

(敬称略)

役 職	氏 名	現 職
理事長	今田 智久	トヨタユニテッド静岡株式会社 代表取締役会長
理事	大村 博	静岡市環境局長
理事	佐藤 洋一郎	ふじのくに地球環境史ミュージアム 館長
理事	藺田 靖邦	川根本町長
理事	山崎 宏	NPO 法人ホールアース自然学校 代表理事
専務理事	田島 章次	一般財団法人南アルプスみらい財団 事務局長
監事	平岡 直子	平岡直子税理士事務所
評議員	大杉 尚裕	イオンリテール株式会社 執行役員 中部カンパニー支社長
評議員	神戸 重敏	公益社団法人静岡県観光協会 専務理事
評議員	杉本 昌一	静岡県 くらし・環境部長
評議員	溝口 康博	はごろもフーズ株式会社 常勤監査役
評議員	吉崎 真司	東京都市大学名誉 教授

一般財団法人南アルプスみらい財団 令和7年度事業報告

事業計画に基づき、南アルプスの現場巡視、南アルプスユネスコエコパーク関係者との意見交換、防鹿柵設置等の環境保全活動及び普及啓発等の諸事業を実施した。

【事業の構成】

- 1 保全・活用促進事業
- 2 法人管理事業
- 3 受託事業

1 保全・活用促進事業

(1) 現場巡視及び調査事業

ア パトロール業務

南アルプスユネスコエコパーク核心地域を中心に、自然環境及び登山道、山小屋等の観光施設に関する現地情報の収集活動を行った。併せて、登山者や山小屋管理者と意見交換した。

活動期間	活動場所	日数
5月8日	畑薙－茶臼岳	1日
5月17日	鳥倉－三伏峠	1日
5月22日	駒鳥池－千枚小屋	1日
5月23日	聖沢－聖平	1日
5月31日から6月1日まで	畑薙－茶臼岳	2日
6月7日	鳥倉－三伏峠	1日
6月16日	山伏	1日
6月17日から18日まで	畑薙－青薙山－布引山－策ヶ岳	2日
6月18日	二軒小屋－田付峠－生木割山	1日
6月20日から22日まで	駒鳥池－荒川岳－荒川小屋	3日
6月28日から29日まで	策ヶ岳	2日
7月1日から2日まで	畑薙－西小石沢－魚無沢	2日
7月1日から3日まで	聖光小屋－聖平・薊畑	3日
7月5日	鳥倉－三伏峠－鳥帽子岳	1日
7月6日から9日まで	芝沢－光小屋－茶臼小屋	4日
7月9日から10日まで	駒鳥池－千枚小屋	2日
7月19日から21日まで	聖沢－聖平・薊畑－聖岳	3日
7月22日	広河原－北岳	1日
7月23日から24日	鳥倉－本谷山－塩見岳－蝙蝠尾根	2日
8月5日から6日まで	駒鳥池－荒川小屋	2日
8月7日から8日まで	聖沢－聖平・薊畑	2日
8月8日から10日まで	奈良田－熊の平－北荒川岳	3日
8月18日	山伏	1日
8月21日	駒鳥池－千枚岳－荒川岳	1日
8月28日から29日まで	駒鳥池－千枚岳－万斧尾根	2日
8月28日から30日まで	駒鳥池－荒川岳－赤石岳	3日
9月6日から7日まで	鳥倉－三伏峠	2日
9月24日から26日	聖沢－聖平－茶臼岳	3日
10月3日から5日	駒鳥池－荒川岳－荒川小屋	3日
10月11日	鳥倉－三伏峠	1日
10月21日から23日	聖沢－聖平・薊畑	3日
10月28日から29日	大倉尾根－百閒平	2日
1月17日	二軒小屋－転付峠	1日
合 計		63日

その他、麓地域の地域資源を把握するため、関係者と現地視察を行った。

イ 調査支援業務

(ア) 調査支援

静岡県の依頼に基づき南アルプスモデル推進事業(静岡県事業)に係る現地調査に同行し支援した。

(イ) 研究支援

南アルプス学会と連携し、南アルプス学研究フィールドステーションを運営した。7月23日から10月30日までに3団体延べ14人に利用された。

(ウ) 視察支援

当財団の業務推進に寄与するため、役員に対して麓地域の自然・文化・歴史について理解を深めていただくよう視察を実施した。

ウ 情報提供業務

パトロール業務において収集した現地の植生、融雪状況等を行政機関や関係者に共有した。当該情報は、ニホンジカ対策や環境モニタリング等に活用された。

(2) 自然環境保全事業

ア 防鹿柵管理業務

静岡県から令和7年度南アルプス高山植物保全対策業務を受託した他、同業務の実施に必要な雪融け時期の現地調査及び関係者による情報共有会議を開催(3月11日)した。また、他組織が開催した会議に2回(12月16日、1月29日)出席し、情報提供を行った。

イ 高山植物種子保存プロジェクト支援業務

プロジェクトに参画する高校生を対象に現地案内・講義を行った。

ウ 環境保全活動参加促進業務

南アルプス高山植物保護ボランティアネットワークと連携し、令和7年度南アルプス高山植物保全対策業務における防鹿柵管理へのボランティアの参画を進め、延べ89人が活動に従事した。

エ 企画提案業務

高山のお花畑のモニタリングを効率的かつ継続的に進めるため、情報共有体制の構築及び一般参画の推進に向けた取組(「お花畑みまもりプロジェクト」)の本格稼働に向け、事前調査や関係者調整を行った。

(3) 利活用促進事業

ア 交通アクセス改善検討業務

静岡県自然保護課が事務局を務める南アルプス交通アクセス改善検討会議に出席した。

日 付	会議名	会 場
令和7年5月12日	第6回南アルプス交通アクセス改善検討会議	静岡県庁
令和8年2月4日	第7回南アルプス交通アクセス改善検討会議	静岡県庁

イ 交流人口拡充促進業務

(ア) 南アルプスユネスコエコパーク連携事業

南アルプスユネスコエコパークミュージアムへ情報・写真の提供を行うとともに、オープニングセレモニーに出展することで、協議会が実施する南アルプスユネスコエコパークの利活用推進に協力した。

(イ) 環境貢献プログラムの実施検討

登山ツアーにおける環境貢献プログラムの実施に向け、関係者と実行可能なプログラムの検討や課題の整理を行った。

(4) 普及・啓発事業

ア 情報発信業務

財団ホームページやSNSを活用して、南アルプスの情報を発信した。

発信媒体	投稿件数
財団ホームページ	活動記録 24 件、イベントカレンダー（随時）
Instagram	14 件

イ セミナー・連携イベント等実施業務

(ア) 他団体との連携

川根本町が主催する整備事業に参加した。

(イ) 普及啓発活動の実施

令和 7 年度南アルプスモデル推進業務を受託し、南アルプスの魅力や価値の発信を行うとともに、自然環境保全活動への参画の普及啓発を行った。

日 付	イベント名	対象者	会 場	参加者数
4 月 1 日 ～ 7 月 3 日	南アルプスの風景パネル展示	来店者	好日山荘静岡 パルコ店（静岡市）	※
6 月 2 日 ～ 8 月 1 日	南アルプスの現状とレンジャー活動	来場者	浜松市立細江図書館（浜松市）	※
7 月 12 日	南アルプスユネスコエコパークミュージアム（M:I）オープニングセレモニー	来場者	M:I（静岡市）	119 人
9 月 12 日 ～ 13 日	樫島ロッジにおけるレンジャーのミニ講座	登山者	樫島ロッジ（静岡市）	10 人
9 月 27 日	ツーリズムエキスポジャパン 2025	来場者	愛知県国際展示場（愛知県）	288 人
10 月 18 日	井川マウンテンマラソン	来場者・選手	井川ビジターセンター（静岡市）	44 人
10 月 19 日	南アルプスマウンテンマラソン	来場者・選手	旧中川根第 1 小学校（川根本町）	19 人
10 月 26 日	ふじのくに地球環境史ミュージアム文化祭	来場者	井川ビジターセンター（静岡市）	※
11 月 3 日	南アルプスユネスコエコパークミュージアム（M:I）秋祭り	来場者	M:I（静岡市）	50 人
2 月 1 日	観光キャラバン	来場者	MARK IS みなとみらい（横浜市）	94 人
3 月 20 日	南アルプス学会研究成果発表会	来訪者	ふじのくに地球環境史ミュージアム	※

※無人展示においては、不特定多数の来訪があるため、実績に人数を計上しない。

ウ 環境教育業務

小学生から労働世代までの幅広い年齢層に対して、南アルプスの魅力等を伝える出前講座を開催した。

日 付	テーマ	対象者	会 場	受講者数
4 月 15 日	南アルプスの生物多様性の根源と種子保存プロジェクト	静岡県立磐田農業高校種子保存プロジェクト参加者	静岡県立磐田農業高校（磐田市）	9 人
6 月 8 日	南アルプスの自然環境 その魅力と現状	南アルプス展来場者	浜松市立細江図書館（浜松市）	25 人

6月12日	せかいにはこる南アルプス～ たくさんのいきものとだいし ぜん～	静岡市立井川小中学 校・川根本町立光の 森学園 1～3年生	川根本町立光の 森学園 (川根本町)	32人
7月7日	南アルプスの自然環境 その 魅力と現状	中央動物専門学校 学生	中央動物専門学 校(静岡市)	35人
8月18日 ～19日	南アルプスの魅力と現状	英和女学院 バス ケットボール部	県民の森 (静岡市)	7人
8月27日 ～28日	高山植物の植生状況	種子保存プロジェク ト参加者	樫島ロッジ	10人
2月21日	連携により広がる見守りの 輪、保全活動の輪	南アルプス高山植物 保護指導員	静岡県庁	41人

また、南アルプス地域に関する研修や視察等を行う団体等の支援を行った。

日付	内 容	対象者	視察先等	人数
7月1日 ～3日	南アルプス沢視察	静岡県	樫島	1人

2 法人管理事業

(1) 会議運営事業

財団の法人活動の方針を決定するため、理事会、評議員会、監事監査及び現地視察を開催した。

開催日	会 議	会 場
令和7年5月27日	監事監査	書面
令和7年6月5日	第1回理事会	書面
令和7年6月30日	第1回評議員会	JR 静岡駅ビル パルシェ7階 第2会議室
令和7年10月15日	第2回理事会	JR 静岡駅ビル パルシェ7階 第2会議室
令和7年11月21日	現地巡検	井川地区
令和7年3月19日	第3回理事会	JR 静岡駅ビル パルシェ7階 第2会議室

(2) 総務関連事務事業

ア 法務関係事務

役員辞任等による登記に係る法務手続、財団運営に係る各種規程の策定及び改定を実施した。

イ 会計関係事務

事務局長を会計責任者として会計処理を行った。また、静岡県の南アルプスモデル推進事業費補助金の交付決定を受けた。

ウ 人事関係事務

(ア) 職員募集に係る手続き

令和7年4月7日から5月31日まで、レンジャー補佐（非常勤）の募集活動を行った。応募件数は1件であった。

(イ) 採用関係

令和7年月1日付でレンジャー補佐（非常勤）1人を採用し、給与の支給、福利厚生を整備、勤怠管理を行った。

エ 職員の安全対策及び技術向上関係事務

財団就業規則第11条及び令和7年度事業計画に基づき、財団の求める人材像の形成と業務実施に必要な技術習得を目的として、研修会、研究会等への出席を促した。

日 付	内 容	場 所
令和7年10月2日	生物多様性の推進に関する研修	グランシップ（静岡市）
令和8年1月16日	ゼロから始めるインバウンドセミナー	静岡商工会議所（静岡市）
令和8年2月9日	遺贈寄付セミナー	オンライン
令和8年3月30日	ツキノワグマ勉強会	きらら（富士宮市）

(3) 事務所整備事業

静岡市より南アルプス自然ふれあいセンター（静岡市葵区田代 1301 番 1）の一部を借り受け、活動拠点としている榎島ベースについて、引き続き施設の管理を行った。また、同施設に隣接する南アルプス学フィールドステーションについての管理にあたり、『使用のしおり』を作成し、利用上の留意事項を明記し、適正利用を推進した。

(4) 備品・物品管理事業

- (ア) 昨年度に引き続き、財団の現地活動用に車両 2 台（1 台は 3 月返納）をリースし管理した。
- (イ) 今後の管理費縮減を図るため、3 月に新たに中古車（デリカ D5）を購入した。

(5) 広報事業

財団を紹介するパンフレットを活用し、財団の活動紹介に努めた関係団体等との意見交換を通じて認知度向上に努めた。

また、財団の公式ロゴマークを名刺や封筒に活用し、財団の認知度向上につなげた。

加えて、新聞記者の現地取材等に対応し、活動状況を情報発信した。

日 付	媒 体	タイトル等
令和7年5月24日	静岡新聞	大井川とリニア 鈴木知事就任1年リニア問題進展は（写真提供）
令和7年7月3日	静岡新聞	南アルプス環境保全パネルで紹介

3 受託事業

(1) 南アルプス高山植物保全対策業務

項 目	内 容
発 注 者	静岡県（くらし・環境部 環境局 自然保護課）
契 約 日	令和7年4月16日
契 約 金 額	5,060,000 円（内消費税相当額 460,000 円）
委 託 期 間	令和7年4月16日から令和8年1月30日まで
業務内容	
目 的	南アルプス国立公園及び南アルプスユネスコエコパークの優れた自然景観と生物多様性を保全するとともに、適正な利用を図るため、以下の計画等に基づき、調査及び保全対策を実施する。 ・南アルプスニホンジカ対策方針（令和4年度改正、南アルプス自然環境保全活用連携協議会） ・生態系維持回復事業実施計画（令和3年度変更、静岡県） ・静岡県における南アルプスニホンジカ対策防鹿柵取組実績及び効果の検証・今後の取組方針（令和5年度変更、静岡県）
個 別 業 務	(1) 生態系の状況把握及び監視 - ア ニホンジカの影響を監視するための調査 - イ 植生保全対策の実施効果を把握するための調査 - ウ ニホンジカの生息密度調査 (2) 植生保全対策の実施 - ア 防鹿柵の整備

	イ 植生保護柵（ロープ）の整備 (3) 事業実施計画案の作成等
--	------------------------------------

(2) 南アルプスモデル推進業務

項 目	内 容
発 注 者	静岡県（くらし・環境部 環境局 自然保護課）
契 約 日	令和7年6月16日
契 約 金 額	5,907,000 円（内消費税相当額 537,000 円）
委 託 期 間	令和7年6月16日から令和8年3月23日まで
業務内容	
目 的	ユネスコエコパークが持つ3つの機能及び本県が提唱する、科学的知見に基づき環境保全を進めながら利活用を促進する「南アルプスモデル」の実現を図るとともに、南アルプスをより良い形で次世代に引き継ぐことを目的に実施する。
個 別 業 務	1 未来デザイン推進業務 ・南アルプス地域で活動する若手を中心とした意見交換会の開催調整と結果のとりまとめ 2 普及啓発活動実施業務 ・南アルプスでの取組や魅力を発信する活動の実施 3 魅力発信素材制作業務 ・魅力発信素材の制作

(3) 南アルプス登山道調査業務委託

項 目	内 容
発 注 者	静岡市（環境局 環境共生課）
契 約 日	令和7年6月2日
契 約 金 額	1,848,000 円（内消費税相当額 168,000 円）
委 託 期 間	令和7年6月2日から令和7年10月31日まで
業務内容	
目 的	静岡市が管理する登山道の現状調査を実施し、修繕等必要な個所の洗い出しを行う。
個 別 業 務	「万斧尾根」「蝙蝠尾根」「白根南嶺」「笹が岳」「所ノ沢」が対象登山道 ・計画の作成・踏査し不具合個所の調査 ・不具合個所を GIS 上示し、写真とともに報告。 ・修繕方法の検討・提案

(4) 南アルプス国立公園周辺地域における利用状況調査業務委託

項 目	内 容
発 注 者	環境省
契 約 日	令和8年1月14日
契 約 金 額	486,200 円（内消費税相当額 44,200 円）
委 託 期 間	令和8年1月14日から令和8年3月31日まで
業務内容	
目 的	様々な専門分野の方々から見た、南アルプスの魅力を広く県民に伝える。
個 別 業 務	・川根本町における「交通」「宿泊」「保健休養」「教化」「衛生その他」「保護」に関する施設について、位置、名称、管理者、利用状況等の調査 ・GIS 上に位置を掲載した地図を作成

令和7年度貸借対照表

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
1 流 動 資 産			
預 金	13,312,241	14,409,405	△1,097,164
受 託 料 未 収 金	6,393,200	6,578,000	△184,800
未 収 金	3,800,000		3,800,000
貯 蔵 品	13,328	15,848	△2,520
立 替 金	193,129	129,536	63,593
流 動 資 産 合 計	23,711,898	21,132,789	2,579,109
2 固 定 資 産			
(1) 基 本 財 産			
基 本 財 産	3,000,000	3,000,000	
基 本 財 産 合 計	3,000,000	3,000,000	0
(2) そ の 他 固 定 資 産			
車 両 運 搬 具	3,289,596		3,289,596
什 器 備 品	244,842	408,066	△163,224
著 作 権	110,000		110,000
長 期 前 払 費 用	13,750		13,750
そ の 他 固 定 資 産 合 計	3,658,188	408,066	3,250,122
固 定 資 産 合 計	6,658,188	3,408,066	3,250,122
資 産 合 計	30,370,086	24,540,855	5,829,231
II 負 債 の 部			
1 流 動 負 債			
未 払 金	5,159,228	1,509,398	3,649,830
前 受 金	100,000		100,000
預 り 金	97,997	62,102	35,895
仮 受 金		3,800,127	△3,800,127
未 払 消 費 税 等	241,900	213,500	28,400
流 動 負 債 合 計	5,599,125	5,585,127	13,998
負 債 合 計	5,599,125	5,585,127	13,998
III 正 味 財 産 の 部			
1 一 般 正 味 財 産	24,770,961	18,955,728	5,815,233
(内 基 本 財 産 へ の 充 当 額)	(3,000,000)	(3,000,000)	(0)
(内 特 定 資 産 へ の 充 当 額)	(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計	24,770,961	18,955,728	5,815,233
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計	30,370,086	24,540,855	5,829,231

令和7年度正味財産増減計算書

自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一 般 正 味 財 産 増 減 の 部			
1 経 常 増 減 の 部			
(1) 経 常 収 益			
① 基 本 財 産 運 用 益	(6,352)	(51)	(6,301)
基 本 財 産 受 取 利 息	6,352	51	6,301
② 事 業 収 益	(13,311,200)	(11,749,000)	(1,562,200)
受 託 事 業 ・ 国	486,200		486,200
受 託 事 業 ・ 県	10,967,000	11,396,000	△429,000
受 託 事 業 ・ 市	1,848,000		1,848,000
他 事 業 収 益	10,000	353,000	△343,000
③ 受 取 補 助 金 等	(39,100,000)	(27,699,873)	(11,400,127)
受 取 地 方 公 共 団 体 補 助 金	39,100,000	27,699,873	11,400,127
④ 雑 収 益	(35,592)	(8,923)	(26,669)
受 取 利 息	27,110	8,923	18,187
雑 収 益	8,482		8,482
経 常 収 益 計	52,453,144	39,457,847	12,995,297
(2) 経 常 費 用			
① 事 業 費			
事 業 経 費	(28,456,170)	(23,809,934)	(4,646,236)
給 料 手 当	13,597,116	11,884,243	1,712,873
法 定 福 利 費	3,379,212	3,424,162	△44,950
旅 費 交 通 費	2,692,884	2,100,514	592,370
通 信 運 搬 費	156,992	191,756	△34,764
減 価 償 却 費	255,255	176,216	79,039
消 耗 什 器 備 品 費	684,550		684,550
消 耗 品 費	1,628,136	1,304,426	323,710
修 繕 費	26,679	217,264	△190,585
印 刷 製 本 費	7,608	49,790	△42,182
燃 料 費	399,665	381,203	18,462
光 熱 水 料 費	2,115	1,592	523
保 険 料	57,797	42,948	14,849
諸 謝 金	814,180	1,025,070	△210,890
租 税 公 課	282,500	213,500	69,000
委 託 費	1,907,633	400,400	1,507,233
リ ー ス 料	2,029,038	1,916,340	112,698
雑 費		44,545	△44,545
新 聞 図 書 費	200,952	31,275	169,677
教 育 研 究 費	14,500	317,300	△302,800
支 払 手 数 料	84,770		84,770
会 議 費	234,588	87,390	147,198
事 業 費 計	28,456,170	23,809,934	4,646,236

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
② 管 理 費			
役 員 報 酬	5,674,812	5,665,173	9,639
給 料 手 当	2,073,986	1,811,984	262,002
賞 与 手 当	2,001,665	1,323,799	677,866
退 職 給 付 費 用	1,438,866	90,000	1,348,866
法 定 福 利 費	1,489,894	1,226,141	263,753
福 利 厚 生 費	48,491	51,254	△2,763
会 議 費	61,687	65,210	△3,523
旅 費 交 通 費	425,145	393,606	31,539
通 信 運 搬 費	178,536	187,775	△9,239
減 価 償 却 費	207,023	95,828	111,195
消 耗 什 器 備 品 費	266,750		266,750
消 耗 品 費	336,427	387,686	△51,259
修 繕 費	10,120	47,817	△37,697
印 刷 製 本 費	7,607	21,076	△13,469
燃 料 費	3,501		3,501
光 熱 水 料 費	49,399	48,832	567
地 代 家 賃		290,400	△290,400
保 険 料	9,080		9,080
諸 謝 金	980,650	1,051,600	△70,950
租 税 公 課	105,190	68,750	36,440
リ ー ス 料	129,910	33,250	96,660
雑 費	33,000	23,100	9,900
広 告 宣 伝 費	288,800	91,696	197,104
支 払 手 数 料	351,902	131,810	220,092
諸 会 費	25,000	25,000	
新 聞 図 書 費	86,450	87,075	△625
委 託 費	1,419,550	400,400	1,019,150
管 理 費 計	17,703,441	13,619,262	4,084,179
経 常 費 用 計	46,159,611	37,429,196	8,730,415
評価損益等調整前当期経常増減額	6,293,533	2,028,651	4,264,882
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	6,293,533	2,028,651	4,264,882
2 経 常 外 増 減 の 部			
(1) 経 常 外 収 益			
経 常 外 収 益 計	0	0	0
(2) 経 常 外 費 用			
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
他会計振替前当期一般正味財産増減額	6,293,533	2,028,651	4,264,882
税引前当期一般正味財産増減額	6,293,533	2,028,651	4,264,882

(単位：円)

科	目	当 年 度	前 年 度	増 減
	法人税、住民税及び事業税	478,300	596,500	△118,200
	当期一般正味財産増減額	5,815,233	1,432,151	4,383,082
	一般正味財産期首残高	18,955,728	17,523,577	1,432,151
	一般正味財産期末残高	24,770,961	18,955,728	5,815,233
II	指定正味財産増減の部			
	当期指定正味財産増減額	0	0	0
	指定正味財産期首残高	0	0	0
	指定正味財産期末残高	0	0	0
III	正味財産期末残高	24,770,961	18,955,728	5,815,233

財 産 目 録

令和 8 年 3 月 31 日 現在

(単位：円)

科 目	場 所 等	物 量	使 用 目 的 等	金 額
I 資 産 の 部				
1 流 動 資 産				
現 金 ・ 預 金	静岡銀行／本店営業部		運転資金	3,293,452
普 通 預 金	静岡信用金庫／本店営業部		一般寄付金管理口座	5,017,789
	静岡銀行／本店営業部		運転資金として（会費管理口座）	1,000
定 期 預 金	大和証券株式会社		一般寄付金管理口座	5,000,000
受 託 料 未 収 金	静岡県 受託料		南アルプスモデル推進業務	5,907,000
	環境省(国) 受託料		南アルプス国立公園周辺地域における 利用状況調査	486,200
未 収 金	静岡県 補助金		静岡県内環境保全活動	3,800,000
貯 蔵 品	郵便切手			13,328
立 替 金	退職者立替分（住民税、社保）			69,905
	静岡税務署（源泉所得税）			123,224
流 動 資 産 合 計				23,711,898
2 固 定 資 産				
(1) 基 本 財 産	静岡銀行		基本財産	3,000,000
基 本 財 産 合 計				3,000,000
(2) そ の 他 固 定 資 産				
車 両 運 搬 具	デリカD：5	1 台	その他事業、管理業務で共用	3,289,596
什 器 備 品	ドローン	1 台	その他事業で使用	72,350
	複合機	1 台	その他事業、管理業務で共用	172,492
○ 著 作 権	会員ロゴデザイン 令和8年3月取得	1 件	南アルプス保全プロジェクト会員の ロゴマークとして使用	110,000
○ 長 期 前 払 費 用	自動車リサイクル預託金	1 台	その他事業・管理で共用している車両に 係るリサイクル預託金	13,750
そ の 他 固 定 資 産 合 計				3,658,188
固 定 資 産 合 計				6,658,188
資 産 合 計				30,370,086
II 負 債 の 部				
1 流 動 負 債				
未 払 金	グローバルデザイン㈱		財団ホームページ管理費	800,800
	(有)アドック		ホームページ等構築、パンフレット制作	2,143,900
	職員		退職金	1,138,866
	職員		賞与	320,000
	職員		職員の3月職務分時間外手当	294,831
	職員		3月分旅費交通費の職員立替分	98,150
	社会保険料		3月分財団負担社会保険料	226,068
	N T T 西日本ほか		3月分電話料等	26,225
	東京海上日動火災保険㈱		令和7年度損害保険料確定精算分	33,302
	その他		事業及び管理目的に使用した小口費用	77,086
前 受 金	しずぎんふるさと環境保全基金		翌年度の環境保全活動費用の前受金	100,000
預 り 金	職員		雇用保険料	71,597
	職員		市県民税	26,400
未 払 消 費 税 等	静岡税務署		消費税	241,900
流 動 負 債 合 計				5,599,125
負 債 合 計				5,599,125
正 味 財 産				24,770,961

令和８年度 一般財団法人南アルプスみらい財団事業計画

本財団の目的である、南アルプスを訪れる人々を増やしながら自然環境の保全活動の拡充を図り、利活用と保全の好循環を生み出すことで、南アルプスの貴重な自然環境をより良い形で未来に引き継ぐため、定款第４条に掲げる保全・活用促進事業と本財団が持続的に事業を実施するための法人管理事業を行う。

１ 保全・活用促進事業

事業名	業 務	業 務 内 容	区分	自主事業の芽
(１) 現場巡視及び調査事業	南アルプス山岳パトロール業務	レンジャーが夏期を中心に、南アルプス山岳地域のパトロールを実施し、登山道の状況(積雪、湧水、崩落等)や山小屋の利用状況を確認する他、植生や動物痕跡に関する調査、情報収集及び記録を行う。	継続	
	いかわね地域人材・資源発掘業務	南アルプスユネスコエコパーク移行地域の視察や地域で活躍する人材との意見交換を通し、南アルプスモデル推進に関わる地域人材・資源の発掘と情報の整理・蓄積を行う。	継続	◎
	情報提供業務	山岳パトロール業務やいかわね地域人材・地域資源発掘業務で収集した情報について、南アルプス学会及び関係団体に情報提供する。	継続	
(２) 自然環境保全事業	高山植物保全対策業務(実行)	静岡県等行政機関と連携及び調整し、高山植物保全対策(植生モニタリングと静岡県が所管する防鹿柵等施設の維持管理)を行う。	継続	
	高山植物保全対策業務(支援)	・行政機関等の求めに応じ、山岳パトロール業務等に合わせて実施可能な軽微な現地作業を実施する。 ・静岡県内関係者を中心とした高山植物保全対策に関わる主体の情報共有・連携強化を図るとともに、企業をはじめとして多様な主体に参画の機会を提供する。	継続	

	お花畑みまもりプロジェクト	登山者が参画可能な植生モニタリングの仕組み構築のための実証実験「お花畑みまもりプロジェクト」を企画、実行する。	継続	◎
(3) 利活用促進事業	未来デザイン推進業務	『南アルプスが輝く未来デザイン』が描く「行動の輪が創り出す輝く南アルプスの未来」の実現のため、一人ひとりのチャレンジが生まれ、育ち、つながる地域コミュニティの創出・育成と協働のチャレンジの実行に向けた取組として、若手住民等が交流する機会を継続するとともに南アルプスモデルの運用を実施する。	継続	
	交流人口拡充促進業務	・南アルプスの環境貢献につながる体験プログラムを企業とも連携しながら造成する。 ・高齢者、子ども等、より幅広い層が南アルプを訪れ、楽しめるような体験プログラムを造成する。 ・インバウンド向けツアー等、新たな価値の創出につながる企画を支援する。	継続	◎
	南アルプスユネスコエコパーク連携事業	南アルプスユネスコエコパーク静岡地域連携協議会の構成員として、事務局の要請に応じ、同協議会や構成団体が実施する利活用促進の取組への協力を行う。	継続	
(4) 普及・啓発事業	情報発信・魅力発信素材制作業務	・SNS、動画投稿サービス及び財団ホームページ等を活用し、南アルプス地域の自然や文化の魅力を発信する。 ・南アルプスファン創出業務、環境教育業務等に活用可能な映像素材を制作する。	継続	
	南アルプスファン創出業務	南アルプスユネスコエコパークの核心地域、移行地域、緩衝地域及び当該地域外の市内において、当地域を応援してくれる南アルプスファンの創出を目的とする普及啓発活動を行い、今後一般会員の募集につなげる。	継続	
	環境教育業務	教育機関又は博物館を中心として、企業とも連携を図りながら、南アルプスをテーマとする環境教育を実施する。	継続	◎

	視察・調査支援業務	南アルプスの自然環境保全、利活用 of 取組及びこれに関する研究を推進しようとする者に対し、現地視察や調査等に係る支援を行う。	継続	
(5) 企画事業	企画提案業務	・ 南アルプスモデル推進に必要な情報収集、知識・技術習得及び人脈形成を図り、自然環境保全と利活用 of 取組を、企画、立案する。 ・ 「自主事業の芽」 分類業務について、収益事業化に向けた取組を実施する。	継続	

2 法人管理事業

整理番号	事業名	業務内容	区分
(1)	法人運営事業	・ 評議員会、理事会、監事監査の実施業務	継続
		・ 関係省庁への届出等に係る業務	継続
		・ 財団経営計画等策定業務	継続
		・ 外部資金確保に係る調整業務	継続
		・ 人員体制見直し業務	継続
		・ 公益法人化移行業務	継続
(2)	総務関係事業	・ 役職員の人事及び給与決定並びに支給等に係る業務	継続
		・ レンジャー補佐（非常勤）採用業務	継続
		・ 財務及び税務に関する業務	継続
		・ 寄附金の運用と管理に関する業務	継続
		・ 職員研修計画策定及び受講等支援業務	継続
(3)	事務所整備事業	・ 財団事務所の維持管理業務	継続
		・ 現地活動拠点維持管理業務	継続
		・ 財団倉庫管理業務	新規
(4)	備品・物品管理事業	・ 財団車両の管理（リース契約）業務	継続
		・ 財団の備品及び貸与物品の管理業務	継続
		・ 職員装備品や事務消耗品等の調達と管理業務	継続
		・ ロゴマークの著作権等その他保有財産の管理業務	継続
(5)	広報事業	・ 財団公式ホームページの運用業務	継続
		・ 財団PRにつながる広報活動業務	継続

令和8年度 収支予算書

自 令和 8年 4月 1日
至 令和 9年 3月31日 (単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	44,967,000	50,815,000	△ 5,100,000
受取補助金等	31,000,000	39,100,000	△ 8,100,000
受取地方公共団体補助金	31,000,000	39,100,000	△ 8,100,000
事業収益	13,967,000	11,715,000	3,000,000
受託事業収益	10,967,000	11,715,000	△ 748,000
協賛金	3,000,000	0	3,000,000
(2) 経常費用	44,967,000	50,815,000	△ 5,848,000
事業費	28,747,502	25,677,000	3,070,502
給料手当	20,120,887	13,774,000	6,346,887
会議費	65,080	228,000	△ 162,920
旅費交通費	2,851,890	3,059,000	△ 207,110
通信運搬費	402,360	1,181,000	△ 778,640
消耗品費	1,698,000	1,126,000	572,000
修繕費	164,000	460,000	△ 296,000
印刷製本費	24,090	0	24,090
燃料費	680,908	648,000	32,908
光熱水料費	6,000	56,000	△ 50,000
賃借料	589,940	311,000	278,940
保険料	221,200	63,000	158,200
諸謝金	902,700	670,000	232,700
支払負担金	200,000	442,000	△ 242,000
委託費	662,200	801,000	△ 138,800
雑費	158,247	2,858,000	△ 2,699,753
管理費	16,219,498	25,138,000	△ 8,918,502
役員報酬	7,652,200	8,046,000	△ 393,800
給料手当	4,098,138	6,628,000	△ 2,529,862
福利厚生費	99,000	83,000	16,000
会議費	60,000	137,000	△ 77,000
旅費交通費	690,560	1,047,000	△ 356,440
通信運搬費	251,000	503,000	△ 252,000
消耗品費	396,000	1,080,000	△ 684,000
図書費	103,200	476,000	△ 372,800
印刷製本費	18,000	62,000	△ 44,000
光熱水料費	60,000	108,000	△ 48,000
賃借料	1,356,000	2,404,000	△ 1,048,000
諸謝金	220,000	176,000	44,000
租税公課	36,000	36,000	0
支払手数料	165,000	275,000	△ 110,000
広告宣伝費	20,000	500,000	△ 480,000
委託費	981,200	704,000	277,200
雑費	13,200	2,873,000	△ 2,859,800
当期経常増減額	0	0	0

※※予算執行上、必要な事由が生じた場合は、科目間相互に流用することができるものとする。

[illegible]